

上尾市告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、上尾市都市整備部建設管理課において一般の縦覧に供する。（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）午前8時30分から午後5時までの間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

上尾市長 畠山 稔

整理番号	路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 地 過 地
31222	31222号線	上尾市菅谷六丁目22 2番地先	上尾市大字菅谷字西北 通502番地先	